

重複障害については、二つ以上の障害を併せ持ち、かつ重度であるということから判断せざるを得ませんが、類別に関しては、今後の課題といえます。

#### 四、実施状況

就学相談における保護者の子どもの障害に対する理解度をみてみますと、次のようになります。

一、いろいろな相談機関をすでに巡っていて、子どもの障害の状態について早期からよく理解しており、より適切な就学を求めようとするケース。

二、相談機関には何らかの形でやっているが、子どもの障害の状態を冷静に受けとめ、それを受け入れるまでになっていないケース。

三、相談は初めてで、子どもの障害の状態について知らないというケース。以上のようなタイプを踏まえながら相談を行います。

実施状況について、主訴の概況、背景になっている問題点、それに対応した助言という観点からふれてみます。

主訴の概況について、具体的に挙げていきますと、相談件数によっていろいろ微妙な違いがあり、ここに全てを記載できませんので、概括的に三つに類別しました。(これ以後の記述については表2と表3を併せて参照願います)

◎就学先について  
この相談の性格上、就学先についての主訴が多いのは当然なことです。子

どもの障害の状態に適した教育を受けさせたいという願いにそって、子どもの障害の状態を理解・受容してもらいながら、就学先として予測される学校(小学校や養護学校)、あるいは学級(小学校通常学級か特殊学級)の教育内容等について説明したり、学校や学級の見学等を勧めたりします。また、すでに就学している場合、その就学が適切であったかどうかについての相談

では、その就学がより適切になるように助言しています。  
◎養育について  
子どもの障害の状態を正しく認識してもらった上で、どう接していけばよいか、どうかかわっていかればよいのかについて助言します。なかには、複雑な家庭事情のために、子どもの問題状況をいっそう根深くしているケースもあり、家庭生活環境のたて直しにまで及

表2 主訴の概況

	聴覚障害	精神薄弱	肢体不自由	病・虚弱	言語障害	情緒障害	重複障害その他	計	%
就学先をどうするか	2	39	7		3	13	1	65	57
養育をどうするか		13			1	3	2	19	17
指導をどうするか	2	15	1	1	1	9		29	26
計	4	67	8	1	5	25	3	113	100

表3 状態及び助言

	問題となる状態	助言内容
聴覚障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>聴力損失3</li> <li>ことばの遅れ2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補聴器着用訓練の指示3</li> <li>難聴学級等への通級の勧め3</li> <li>養護教育センターでの再相談の指示1</li> </ul>
精神薄弱	<ul style="list-style-type: none"> <li>ことばの遅れ38</li> <li>知的な遅れ37</li> <li>身の回りの始末14</li> <li>運動発達の遅れ15</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特殊学級入級の勧め19</li> <li>養護学校入級の勧め16</li> <li>通常学級での経過観察の勧め10</li> <li>学校(園)等でのかわり方への助言9</li> <li>家庭でのかわり方への助言15</li> <li>医療機関での精査の勧め8</li> </ul>
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的な遅れ4</li> <li>障害の理解の不十分さ3</li> <li>基本的な生活習慣の不確かさ1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学学級・学校の勧め6</li> <li>障害の正しい理解と医療機関での精査の勧め3</li> <li>発達に即した指導についての助言1</li> </ul>
病・虚弱	<ul style="list-style-type: none"> <li>糖尿病で低血糖になりがち1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校(園)や家庭での対応、医療との連携への助言1</li> </ul>
言語障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>発音異常1</li> <li>ことばが出ない3</li> <li>言語表現が少ない1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>言語学級等への通級の勧め2</li> <li>障害の状態の正しい理解への助言2</li> <li>医療機関での精査の勧め1</li> </ul>
情緒障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>落ちつきがない16</li> <li>対人関係のまずさ11</li> <li>ことばの遅れ9</li> <li>運動発達の遅れ1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情緒障害学級等への入級の勧め10</li> <li>家庭でのかわり方への助言6</li> <li>学校、園等でのかわり方への助言7</li> <li>医療機関での精査の勧め5</li> <li>養護学校入級の勧め7</li> <li>養護教育センターでの再相談の指示2</li> </ul>
その他重複障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体的な遅れ3</li> <li>性格的な内向、落ちつきのないさ3</li> <li>養育のまずさ(過保護、放任)2</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭でのかわり方への助言5</li> <li>通常学級での経過観察の勧め3</li> </ul>

ばなければならぬ場合もあります。ただ、教育相談にあつては、子どもの問題状況の解決を、家庭環境、ひいては親自体の責任だけに帰すことは、基本的には避けなければならぬと考えております。

◎指導について  
就学するにあたり、園や保育所などのようなことに気をつけて指導すればよいか、あるいは、すでに就学している場合は、日常の指導実践でどのように対処していったらよいかということ、より具体的な指導のあり方や留意しなければならぬ事柄等について助言しています。

◇おわりに  
過去の記録を見ますと、相談対象児の障害の多様化、わけても重複化が増えています。そのため、対象児によっては、一回の相談だけでは終結するのが難しく、後日、改めて養護教育センターに来所してもらい、より綿密に相談した事例も本年度は三件を数え、すでに来所による相談も実施しました。このような相談のすすめ方は、養護教育センターの機能をおおいに活用することになり、また、心身障害児の就学相談の趣旨を十分に生かして、適正な就学を推進することにもなります。今後は、このような連携による就学相談をいっそう充実していく必要があると思っております。